



# 各サービスごとの注意点について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



- 1 訪問介護費に係る同一建物減算について
- 2 介護老人保健施設の薬剤師の配置について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



# 1 訪問介護費に係る同一建物減算について

\* 一体的に運営している介護予防訪問サービスについても含まれます。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



## 1 訪問介護費に係る同一建物減算について①

令和6年度介護報酬改定から訪問介護事業所の同一建物減算に新たな区分が創設され、「事業所と同一敷地内の建物・隣接する敷地内の建物・事業所と同一の建物に居住する利用者への提供」の状況については、体制届の提出が必要とされました。

また、事業所と同一敷地内の建物・隣接する敷地内の建物・事業所と同一の建物のある事業所については、毎年度2回、利用者のうち同一敷地内等に居住する利用者の占める割合を計算する必要があります。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



# 1 訪問介護費に係る同一建物減算について②

## 1 同一建物減算の種類と単位数

区分	種類	適用される単位数
1	同一敷地内建物等に居住する利用者が、1月当たり50人以上の場合	所定単位数 × 85/100
2	正当な理由なく、訪問介護事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が90/100以上の場合(1に該当する場合を除く)	所定単位数 × 88/100
3	同一敷地内建物等に居住する利用者が、1月当たり1人から49人までの場合(1・2に該当する場合を除く)	所定単位数 × 90/100
4 (★)	同一敷地内建物等以外の同一建物に居住する利用者が、1月当たり20人以上の場合	所定単位数 × 90/100

★区分4についてのみ、総合事業の利用者数を合算して計算すること。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



# 1 訪問介護費に係る同一建物減算について③

## 2 区分2 判定期間、書類提出期限、減算適用期間

区分	判定期間	書類提出期限	減算適用期間
前期	令和8年3月1日から 令和8年8月31日まで	令和8年9月15日まで	令和8年10月1日から 令和9年3月31日まで
後期	令和8年9月1日から 令和9年2月28日まで	令和9年3月15日まで	令和9年4月1日から 令和9年9月30日まで

### 3 提出書類等

毎年2回の前期、後期に分けて各事業所にメールで通知いたします。  
区分2に該当する場合には、メールで通知された所定の様式を期日までにご提出ください。

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



## 2 介護老人保健施設における薬剤師の配置について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



## 2 介護老人保健施設における薬剤師の配置について

介護老人保健施設の薬剤師の配置については、以下のとおり法令で規定されています。

基準省令・高槻市条例：介護老人保健施設の実情に応じた適当数。

解釈通知：薬剤師の員数については、入所者の数を300で除した数以上が標準であること。

介護老人保健施設における薬剤師の配置については、常勤換算方法で、上記基準を満たすための雇用が必要です。

雇用契約の形態については、正社員・契約社員・嘱託社員等いずれかの形態に限定はされず、「常勤」「非常勤」の分類についても問いません。

介護老人保健施設の薬剤師には、入所者の薬物療法の一元管理、医師への処方提案や医療費の適正化、多剤服用対策などの役割が期待されています。